

2024年度診療報酬改定にともなう フィリップスCPAP オンライン診療のご提案



時代の変化に対応する フィリップスの新しい選択肢

2024年度 診療報酬点数改定内容（CPAP診療）

改定内容	現行	新規	差異	解説
在宅持続陽圧呼吸療法用治療器 加算	1,000点	960点	▲40点	•CPAP機器加算の見直し •市場の更なる拡大に期待
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 における情報通信機器を用いた診療 に係る評価の新設	新設	218点	+218点	•オンライン診療の加速 •増加するCPAP患者に対応 •eHomeCareで、フィリップス 独自の提案が可能
【睡眠・呼吸関係なく共通】				
A000 初診料 （対面）	288点	291点	+3点	
A000 初診料 （オンライン）	251点	253点	+2点	
A000 再診料 （対面/オンライン）	73点	75点	+2点	

2024年は診療報酬が改訂され、CPAP診療における機器加算は減額となります。
フィリップスが提案するオンライン診療の活用で、患者数を増やしながら、
効率的に収益を増やせる診療の実現が可能です。

CPAPオンライン診療のご提案

弊社のeHomeCareをご活用いただければ、システム利用料を任意で設定いただき、医療機関にとっても、患者さんにとっても、より良い提案が可能です。

予約から決済までのフロー



CPAP機器加算+オンライン診療の全体像

	現状	新規	
 医療機関	機器加算	10,000円	9,600円
	指導管理料	2,500円	-
	材料加算	1,000円	1,000円
	オンライン診療	-	2,180円
	システム使用料	-	800円*
	合計	13,500円	13,580円
ポイント 機器加算の減額を踏まえても、オンライン診療の新設によって、収益を改善できる。			
 患者さん (3割負担の場合)	保険 (3割負担)	4,050円 (13,500×0.3)	3,834円 (12,780×0.3)
	自費診療	-	800円*
	合計	4,050円	4,634円
*自費による一例、任意で設定可能			
ポイント 費用増に見えるが「交通費の削減」、「待ち時間の削減」、「転居でも医療機関の変更不要」などのメリットは多くの患者さんにとってプラス			

今回の診療報酬改定では、CPAPに限らず多くのオンライン診療の点数が新設されています。今後の市場拡大を考えても、今はご検討の良い機会かと存じます。

医療機関と患者さんのニーズを両立できる フィリップスのCPAPオンライン診療をご検討ください。

製造販売業者
株式会社フィリップス・ジャパン

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1
麻布台ヒルズ森JPタワー15階
www.philips.co.jp/healthcare

睡眠・呼吸製品のお問い合わせは地域の事業所まで
※各事業所の連絡先は以下のURLで公開しています
www.philips.co.jp/SRC-Office



販売名：ケア オーケストレーター
一般的名称：呼吸装置治療支援プログラム
製造販売承認番号：22900BZX00282000

改良などの理由により予告なしに意匠、仕様の一部を変更することがあります。あらかじめご了承ください。詳しくは担当営業、もしくはお近くの事業所までお問い合わせください。記載されている製品名などの固有名称は、Koninklijke Philips N.V.またはその他の会社の商標または登録商標です。

©2024 Koninklijke Philips N.V. 240315 R1-PDF